

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[6-1] 塩素化テトラデカン類（塩素数が4から9までのもの。） 詳細環境調査・水質(単位：ng/L) 地点ベース検出頻度：8/23(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：8/23(欠測等：0) 検出範囲：nd～47 検出下限値範囲：※※※5.5 検出下限値：※※※5.5 要求検出下限値：8.0	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋（石狩市）	6.6	※※※5.5
		2	苫小牧港	nd	※※※5.5
	秋田県	3	秋田運河（秋田市）	nd	※※※5.5
	山形県	4	最上川河口（酒田市）	nd	※※※5.5
	茨城県	5	利根川河口かもめ大橋（神栖市）	6.6	※※※5.5
	東京都	6	荒川河口（江東区）	nd	※※※5.5
		7	隅田川河口（港区）	11	※※※5.5
	横浜市	8	鶴見川亀の子橋（横浜市）	nd	※※※5.5
		9	横浜港	9.2	※※※5.5
	川崎市	10	多摩川河口（川崎市）	nd	※※※5.5
		11	川崎港京浜運河扇町地先 注	nd	※※※5.5
	新潟県	12	信濃川下流（新潟市）	nd	※※※5.5
	石川県	13	犀川河口（金沢市）	nd	※※※5.5
	名古屋市	14	堀川港新橋（名古屋市）	47	※※※5.5
	大阪府	15	大和川河口（堺市）	nd	※※※5.5
		16	大川毛馬橋（大阪市）	nd	※※※5.5
	大阪市	17	大阪港	nd	※※※5.5
		18	高砂西港港口先	nd	※※※5.5
	兵庫県	19	紀の川河口紀の川大橋（和歌山市）	30	※※※5.5
	和歌山県	20	水島沖	9.6	※※※5.5
	岡山県	21	徳山湾	8.3	※※※5.5
	山口県	22	洞海湾	nd	※※※5.5
	北九州市	23	洞海湾	nd	※※※5.5
	大分県	23	大分川河口（大分市）	nd	※※※5.5

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、
「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出

(注4) ※※：アルキル基の炭素数別の検出下限値の合計値である。

(注5) ※※※：塩素数別の検出下限値の合計値である。

(注6) アルキル鎖の炭素数が14から17までで、かつ、塩素数が4から9までのもの及び塩素数が4から9までのものの合計値を算出する際にはndを0として算出している。

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時
				検体1	検出下限値
[6-1] 塩素化テトラデカン類（塩素数が5から8までのもの。） 詳細環境調査・水質(単位：ng/L) 地点ベース検出頻度：15/23(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：15/23(欠測等：0) 検出範囲：nd～44 検出下限値範囲：※※※3.4 検出下限値：※※※3.4 要求検出下限値：8.0	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋（石狩市）	6.2	※※※3.4
		2	苫小牧港	nd	※※※3.4
	秋田県	3	秋田運河（秋田市）	nd	※※※3.4
	山形県	4	最上川河口（酒田市）	nd	※※※3.4
	茨城県	5	利根川河口かもめ大橋（神栖市）	6.6	※※※3.4
	東京都	6	荒川河口（江東区）	3.8	※※※3.4
		7	隅田川河口（港区）	10	※※※3.4
	横浜市	8	鶴見川亀の子橋（横浜市）	3.9	※※※3.4
		9	横浜港	8.5	※※※3.4
	川崎市	10	多摩川河口（川崎市）	3.5	※※※3.4
		11	川崎港京浜運河扇町地先 注	nd	※※※3.4
	新潟県	12	信濃川下流（新潟市）	nd	※※※3.4
	石川県	13	犀川河口（金沢市）	5.2	※※※3.4
	名古屋市	14	堀川港新橋（名古屋市）	44	※※※3.4
	大阪府	15	大和川河口（堺市）	nd	※※※3.4
	大阪市	16	大川毛馬橋（大阪市）	5.2	※※※3.4
		17	大阪港	4.8	※※※3.4
	兵庫県	18	高砂西港港口先	nd	※※※3.4
	和歌山県	19	紀の川河口紀の川大橋（和歌山市）	28	※※※3.4
	岡山県	20	水島沖	9.6	※※※3.4
	山口県	21	徳山湾	8.3	※※※3.4
	北九州市	22	洞海湾	3.6	※※※3.4
	大分県	23	大分川河口（大分市）	nd	※※※3.4

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、
「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出

(注4) ※※※：塩素数別の検出下限値の合計値である。

(注5) 塩素数が5から8までのものの合計値を算出する際にはndを0として算出している。

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[6-1-1] テトラクロロテトラデカン類 詳細環境調査・水質(単位：ng/L) 地点ベース検出頻度：1/23(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：1/23(欠測等：0) 検出範囲：nd～0.96 検出下限値範囲：0.94 検出下限値：0.94 要求検出下限値：8.0	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋（石狩市）	nd	0.94
		2	苫小牧港	nd	0.94
	秋田県	3	秋田運河（秋田市）	nd	0.94
	山形県	4	最上川河口（酒田市）	nd	0.94
	茨城県	5	利根川河口かもめ大橋（神栖市）	nd	0.94
	東京都	6	荒川河口（江東区）	nd	0.94
		7	隅田川河口（港区）	nd	0.94
	横浜市	8	鶴見川亀の子橋（横浜市）	nd	0.94
		9	横浜港	nd	0.94
	川崎市	10	多摩川河口（川崎市）	nd	0.94
		11	川崎港京浜運河扇町地先 注	nd	0.94
	新潟県	12	信濃川下流（新潟市）	nd	0.94
	石川県	13	犀川河口（金沢市）	nd	0.94
	名古屋市	14	堀川港新橋（名古屋市）	0.96	0.94
	大阪府	15	大和川河口（堺市）	nd	0.94
	大阪市	16	大川毛馬橋（大阪市）	nd	0.94
		17	大阪港	nd	0.94
	兵庫県	18	高砂西港港口先	nd	0.94
	和歌山県	19	紀の川河口紀の川大橋（和歌山市）	nd	0.94
	岡山県	20	水島沖	nd	0.94
	山口県	21	徳山湾	nd	0.94
	北九州市	22	洞海湾	nd	0.94
	大分県	23	大分川河口（大分市）	nd	0.94

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、
「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出

(注4) ※※※：塩素数別の検出下限値の合計値である。

(注5) 塩素数が5から8までのものの合計値を算出する際にはndを0として算出している。

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[6-1-2] ペンタクロロテトラデカン類 詳細環境調査・水質(単位：ng/L) 地点ベース検出頻度：16/23(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：16/23(欠測等：0) 検出範囲：nd～10 検出下限値範囲：0.91 検出下限値：0.91 要求検出下限値：8.0	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋（石狩市）	3.0	0.91
		2	苫小牧港	nd	0.91
	秋田県	3	秋田運河（秋田市）	nd	0.91
	山形県	4	最上川河口（酒田市）	nd	0.91
	茨城県	5	利根川河口かもめ大橋（神栖市）	1.6	0.91
	東京都	6	荒川河口（江東区）	1.0	0.91
		7	隅田川河口（港区）	2.1	0.91
	横浜市	8	鶴見川亀の子橋（横浜市）	1.3	0.91
		9	横浜港	3.0	0.91
	川崎市	10	多摩川河口（川崎市）	1.3	0.91
		11	川崎港京浜運河扇町地先 注	1.5	0.91
	新潟県	12	信濃川下流（新潟市）	nd	0.91
	石川県	13	犀川河口（金沢市）	1.2	0.91
	名古屋市	14	堀川港新橋（名古屋市）	10	0.91
	大阪府	15	大和川河口（堺市）	nd	0.91
		16	大川毛馬橋（大阪市）	1.5	0.91
	大阪市	17	大阪港	1.8	0.91
		18	高砂西港港口先	nd	0.91
	兵庫県	19	紀の川河口紀の川大橋（和歌山市）	8.0	0.91
	和歌山県	20	水島沖	2.4	0.91
	岡山県	21	徳山湾	2.8	0.91
	山口県	22	洞海湾	1.3	0.91
	北九州市	23	洞海湾	1.3	0.91
	大分県	23	大分川河口（大分市）	nd	0.91

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、
「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[6-1-3] ヘキサクロロテトラデカン類 詳細環境調査・水質(単位：ng/L) 地点ベース検出頻度：16/23(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：16/23(欠測等：0) 検出範囲：nd～18 検出下限値範囲：1.1 検出下限値：1.1 要求検出下限値：8.0	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋（石狩市）	2.3	1.1
		2	苫小牧港	nd	1.1
	秋田県	3	秋田運河（秋田市）	nd	1.1
	山形県	4	最上川河口（酒田市）	nd	1.1
	茨城県	5	利根川河口かもめ大橋（神栖市）	2.5	1.1
	東京都	6	荒川河口（江東区）	1.7	1.1
		7	隅田川河口（港区）	4.1	1.1
	横浜市	8	鶴見川亀の子橋（横浜市）	1.5	1.1
		9	横浜港	3.1	1.1
	川崎市	10	多摩川河口（川崎市）	1.3	1.1
		11	川崎港京浜運河扇町地先 注	1.3	1.1
	新潟県	12	信濃川下流（新潟市）	nd	1.1
	石川県	13	犀川河口（金沢市）	1.9	1.1
	名古屋市	14	堀川港新橋（名古屋市）	18	1.1
	大阪府	15	大和川河口（堺市）	nd	1.1
		16	大川毛馬橋（大阪市）	1.8	1.1
	大阪市	17	大阪港	1.8	1.1
		18	高砂西港港口先	nd	1.1
	兵庫県	19	紀の川河口紀の川大橋（和歌山市）	11	1.1
	和歌山県	20	水島沖	3.6	1.1
	岡山県	21	徳山湾	3.2	1.1
	山口県	22	洞海湾	1.4	1.1
	北九州市	23	洞海湾	1.4	1.1
	大分県	23	大分川河口（大分市）	nd	1.1

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、
「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[6-1-4] ヘプタクロロテトラデカン類 詳細環境調査・水質(単位：ng/L) 地点ベース検出頻度：16/23(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：16/23(欠測等：0) 検出範囲：nd～12 検出下限値範囲：0.87 検出下限値：0.87 要求検出下限値：8.0	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋（石狩市）	0.91	0.87
		2	苫小牧港	nd	0.87
	秋田県	3	秋田運河（秋田市）	nd	0.87
	山形県	4	最上川河口（酒田市）	nd	0.87
	茨城県	5	利根川河口かもめ大橋（神栖市）	1.9	0.87
	東京都	6	荒川河口（江東区）	1.1	0.87
		7	隅田川河口（港区）	3.0	0.87
	横浜市	8	鶴見川亀の子橋（横浜市）	1.1	0.87
		9	横浜港	1.7	0.87
	川崎市	10	多摩川河口（川崎市）	0.94	0.87
		11	川崎港京浜運河扇町地先 注	nd	0.87
	新潟県	12	信濃川下流（新潟市）	0.93	0.87
	石川県	13	犀川河口（金沢市）	1.4	0.87
	名古屋市	14	堀川港新橋（名古屋市）	12	0.87
	大阪府	15	大和川河口（堺市）	nd	0.87
		16	大川毛馬橋（大阪市）	1.2	0.87
	大阪市	17	大阪港	1.2	0.87
		18	高砂西港港口先	nd	0.87
	兵庫県	19	紀の川河口紀の川大橋（和歌山市）	7.0	0.87
	和歌山県	20	水島沖	2.6	0.87
	岡山県	21	徳山湾	1.6	0.87
	山口県	22	洞海湾	0.94	0.87
	北九州市	23	洞海湾	0.94	0.87
	大分県	23	大分川河口（大分市）	nd	0.87

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、
「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[6-1-5] オクタクロロテトラデカン類 詳細環境調査・水質(単位：ng/L) 地点ベース検出頻度：9/23(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：9/23(欠測等：0) 検出範囲：nd～3.9 検出下限値範囲：0.56 検出下限値：0.56 要求検出下限値：8.0	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋（石狩市）	nd	0.56
		2	苫小牧港	nd	0.56
	秋田県	3	秋田運河（秋田市）	nd	0.56
	山形県	4	最上川河口（酒田市）	nd	0.56
	茨城県	5	利根川河口かもめ大橋（神栖市）	0.61	0.56
	東京都	6	荒川河口（江東区）	nd	0.56
		7	隅田川河口（港区）	1.1	0.56
	横浜市	8	鶴見川亀の子橋（横浜市）	nd	0.56
		9	横浜港	0.70	0.56
	川崎市	10	多摩川河口（川崎市）	nd	0.56
		11	川崎港京浜運河扇町地先 注	nd	0.56
	新潟県	12	信濃川下流（新潟市）	nd	0.56
	石川県	13	犀川河口（金沢市）	0.65	0.56
	名古屋市	14	堀川港新橋（名古屋市）	3.9	0.56
	大阪府	15	大和川河口（堺市）	nd	0.56
		16	大川毛馬橋（大阪市）	0.65	0.56
	大阪市	17	大阪港	nd	0.56
		18	高砂西港港口先	nd	0.56
	兵庫県	19	紀の川河口紀の川大橋（和歌山市）	2.0	0.56
	和歌山県	20	水島沖	0.99	0.56
	岡山県	21	徳山湾	0.69	0.56
	山口県	22	洞海湾	nd	0.56
	北九州市	23	洞海湾	nd	0.56
	大分県	23	大分川河口（大分市）	nd	0.56

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、
「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[6-1-6] ノナクロロテトラデカン類 詳細環境調査・水質(単位：ng/L) 地点ベース検出頻度：1/23(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：1/23(欠測等：0) 検出範囲：nd～1.2 検出下限値範囲：1.1 検出下限値：1.1 要求検出下限値：8.0	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋（石狩市）	nd	1.1
		2	苫小牧港	nd	1.1
	秋田県	3	秋田運河（秋田市）	nd	1.1
	山形県	4	最上川河口（酒田市）	nd	1.1
	茨城県	5	利根川河口かもめ大橋（神栖市）	nd	1.1
	東京都	6	荒川河口（江東区）	nd	1.1
		7	隅田川河口（港区）	nd	1.1
	横浜市	8	鶴見川亀の子橋（横浜市）	nd	1.1
		9	横浜港	nd	1.1
	川崎市	10	多摩川河口（川崎市）	nd	1.1
		11	川崎港京浜運河扇町地先 注	nd	1.1
	新潟県	12	信濃川下流（新潟市）	nd	1.1
	石川県	13	犀川河口（金沢市）	nd	1.1
	名古屋市	14	堀川港新橋（名古屋市）	1.2	1.1
	大阪府	15	大和川河口（堺市）	nd	1.1
	大阪市	16	大川毛馬橋（大阪市）	nd	1.1
		17	大阪港	nd	1.1
	兵庫県	18	高砂西港港口先	nd	1.1
	和歌山県	19	紀の川河口紀の川大橋（和歌山市）	nd	1.1
	岡山県	20	水島沖	nd	1.1
	山口県	21	徳山湾	nd	1.1
	北九州市	22	洞海湾	nd	1.1
	大分県	23	大分川河口（大分市）	nd	1.1

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、
「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出

(注4) ※※※：塩素数別の検出下限値の合計値である。

(注5) 塩素数が4から9までのものの合計値を算出する際にはndを0として算出している。